

令和2年度 第2回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和2年5月11日				招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時0分				閉会時刻	午前10時55分			
出席委員	1番	田中圭子	2番	山田大地	3番	永原忠雄	4番	岡本高士	
	5番	森木節幸	6番	伊井野孝一	7番	志水賢一	8番	盛田敬一	
	9番	石田嘉男	10番	浅井裕	推進委員	淵見龍彦	推進委員	山本昭子	
欠席委員									
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 農業委員会憲章の唱和 4 議事録署名委員の決定 5 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について 6 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 議案第3号 農用地利用配分計画案について 7 その他								
委員会出席者	竹本事務局長 中島参事 银杏主事								
議事録署名委員	8番	盛田敬一	9番	石田嘉男					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和2年度第2回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員全員が出席ですので、今回の定例会は成立します。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 農業委員会憲章の
唱和

会 長

農業委員会憲章の唱和を行います。

全 員

(唱和)

4. 議事録署名委員の
決定

会 長

議事録署名委員の決定です。今回は、8番の盛田委員と9番の石田職務代理でお願いします。

5. 報告事項

会 長

報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和2年4月9日から5月10日までの行事等についてです。まず4月9日ですが、令和2年度第1回農業委員会定例会を開催しました。10日には、令和元年度第12回の農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1ヶ月間で、利用権設定等申出書を8件、農地法第4条第1項の規定による許可申請書を1件、公共事業の施行に伴う附帯施設に係る農地転用報告書を1件受理しました。

会 長

只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(意見等なし)

会 長

報告第2号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告についてです。届出に係る農地は大字浅井の農地7筆。地目はいずれも登記簿・現況ともに畑で、合計面積は1,901㎡ですが、そのうち915.48㎡を転用されます。施行業者は有限会社きたむらやとなっております。事業名は寺谷川小規模砂防工事、転用目的は仮設道路、工事用道路盛土、転用期間は

6. 付議事項

	<p>令和2年4月24日から令和3年3月31日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。</p>
会 長	<p>担当委員から、何か報告はありますか。</p>
職務代理	<p>これは、長期にわたる工事の最終的な段階です。どんな工事かと言いますと、安泰ニットの奥の谷ですが、最初に砂防ダムが平成17年から19年に工事されました。そして、砂防ダムはできたのですが、下流が自然水路でして、平成22年に安泰ニットの所から水路補修をしてもらい、そこから砂防ダムに水を通すということで、今回、工事していただくことになりました。問題としまして、この工事についてはいいのですが、5筆の農地が水路に取り込まれるということがありまして、後日に書類が出るかと思えます。</p>
会 長	<p>只今の報告について、質問、意見等はありませんか。</p>
委 員	<p>(意見等なし)</p>
会 長	<p>付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。</p> <p>1件目の申請農地は大字屋堂羅の田2筆で、2筆の合計面積は3,047㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字屋堂羅の〇〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
会 長	<p>この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。</p>

伊井野委員	〇〇〇〇が、5年前に個人名義で設定されまして、その期間満了に伴う法人名義への切り替えです。実質は継続です。
会 長	この件について、質問、意見等はありませんか。
委 員	(異議等なし)
会 長	意見等がないので、申請どおり決定します。 次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。
事務局	2件目の申請農地は大字赤松の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域内、面積は2,182㎡ですが、そのうち500㎡を設定されます。設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は畑で、設定期間は3年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。 3件目の申請農地は大字赤松の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は524㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字来見野の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
会 長	これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。
森木委員	特に問題はないと思いますけれども、2件目の貸付人は、同じような所を貸していると言われました。果樹園も管理されていますし、ソルガム等も植えていますけれども、今回、借受人が500㎡借りたいということで、利用権設定をしたということでした。3件目は、以前から借受人が作っておられます。こちら問題ないと思います。

会 長

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

4 件目の申請農地は大字香田の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 1, 8 4 1 m²、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇となっております。利用目的は畑で、設定期間は 3 年、貸借種別は賃貸借で 1 0 アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

5 件目の申請農地は大字長砂の田 2 筆で、2 筆の合計面積は 3, 3 5 5 m²です。農振区分は 2 筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は 3 年、貸借種別は賃貸借で 1 0 アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

6 件目の申請農地は大字長砂の田 1 筆と大字湯原の田 1 筆で、2 筆の合計面積は 3, 8 7 3 m²です。農振区分は 2 筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は島根県松江市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は 5 年、貸借種別は賃貸借で 1 0 アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

7 件目の申請農地は大字湯原の田 2 筆で、2 筆の合計面積は 2, 5 1 5 m²です。農振区分は 2 筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字巻米の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は 5 年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

8 件目の申請農地は大字湯原の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 1, 1 2 8 m²、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字巻米の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は 5 年、貸借種別は賃借料

無償での使用貸借です。

9件目の申請農地は大字湯原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,402㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字湯原の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

私の担当区域ですので、事前調査をしました。4件目です。借受人が貸付人の所有農地を借りて、えごまを作りたいということでして、これまでは〇〇〇〇経由で借受人が作っておられました。非農家が農地を借りて作るとなれば、農機具の所有について問題があるということですが、嫁さんの実家から譲り受けたということで、自分で作りたいとのことでした。この農地は、草刈り等はされており、すぐに耕作するのには問題ないと見ています。5件目です。設定期間が切れるということで、これまでどおり再設定をするということですので、特に問題ないと思いました。6件目ですが、これも再設定であります。〇〇〇〇が貸付人名義でして、借受人がその農地を作っているということです。これも再設定ですので、問題ないと判断しました。7件目です。貸付人が借受人に作ってもらっていましたが、再設定ということで、これまでどおり作られるということですので、これについても問題ないと判断しました。8件目です。借受人は、自作地も借入地も0㎡になっていますが、農機具を書いていますし、内容について本人に連絡をとって話したところ、菘米で耕作していると言われました。9件目です。これも再設定でありまして、これまでどおりに作ってもらうということです。再設定ですので問題ないと思っています。

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局	<p>10件目の申請農地は大字大炊の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,012㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇ですが、相続人代表は〇〇〇〇です。借受人は（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。</p> <p>11件目の申請農地は大字大炊の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は212㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇、借受人は（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
会長	<p>これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。</p>
職務代理	<p>この土地は、登記上は2筆に分かれています。現状は1枚です。去年までは、別の農家で作ってもらっていましたが、その農家が去年亡くなりました。去年については、〇〇〇〇がえごまを作っていたということです。現状は、既に鋤いてあるということですが、〇〇〇〇がされているそうです。10件目の農地について、貸付人は既に亡くなりましたが、相談したところ、農地中間管理機構に出すときは、今回の案件でいいますと、相続人代表が受けられるという話でした。通常と異なり、未相続による設定期間の制限がないということです。</p>
会長	<p>これらの件について、質問、意見等はありませんか。</p>
委員	<p>（異議等なし）</p>
会長	<p>それでは、申請どおり決定します。 次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>12件目の申請農地は大字岩屋堂の田2筆で、2筆の合計面積は1,928㎡です。農振区分は</p>

2筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は1年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

13件目の申請農地は大字岩屋堂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,659㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字岩屋堂の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

14件目の申請農地は大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,330㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字若桜の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

志水委員

3件とも再設定です。よく借りられる方として、現地もきちんと管理されておりますし、問題ないと判断しております。

会 長

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

15件目の申請農地は大字大野の田3筆で、3筆の合計面積は2,608㎡です。農振区分は2筆が農用地区域外、1筆が農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字大野の

〇〇〇〇、借受人は若桜町大字中原の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

永原委員 先回の定例会で、借受人が大字中原の農地を借り受けられまして、今回、貸付人の農地も借り受けられるそうです。3筆のうち2筆は、現状は1枚の農地です。残り1筆はずっと休耕田でしたが、管理はされているようでしたので、大丈夫かと思えます。

会 長 永原さん、この辺り、入り口の所が荒れていますので、作ってもらえないでしょうか。あと、この辺りから上の農地も荒れたままですか。

永原委員 荒れています。貸付人の所は本人が、草が伸びたら刈る等、手入れはされています。

会 長 この近くの農地は耕作できませんか。ついでに、ここらの上まで行けませんか。入った所の農地が荒れていると思ったからです。できればここらも耕作してほしいと言ってください。

山本推進委員 ここらは良い農地です。この辺りの人たちが、野菜等を作ったりあげたりしています。

会 長 結構良い農地ですので、ここらも作ってもらいたいという要請を、農業委員会としてできればと思います。

ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員 (異議等なし)

会 長 それでは、申請どおり決定します。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、農業委員会の意見を求めます。

申請農地は大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域内、面積は36㎡です。申請者は若桜町大字吉川の〇〇〇〇となっております。転用目的は個人墓地です。転用理由は、現在の山中にある当家の墓地利用とその維持管理に支障をきたしているため、自宅に近い場所に移転したいというものです。この案件は、農用地区域から除外する申請に係る案件として、現在は農用地区域から除外するための手続き中です。農地の区分は、小集団の生産力の低い農地という理由により、第2種農地と判断されます。

会長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

志水委員

農振除外の申請のときにお話ししたとおりで、そこしかないということで、申請をしたということです。その続きでして、これも適正に申請されていると思いましたが。内容を聞きましたところ、今のご時世、墓の管理がしやすい所にもっていきたいとのことで、適当な所が他にないということでした。この農地法の申請についても致し方ないと判断しております。

職務代理

なぜ、これを2月に処理し始めて、今も手続きしているのですか。

志水委員

簡単には許可が出ないからです。農振除外だけでも2～3ヶ月かかります。それから、許可が出てから農地法の手続きをする作業ですから、やはり時間がかかります。

事務局

農振除外と併せますと、それだけ長い期間がかかるということです。そのことは、申請者には既に伝えてあります。

会長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委員

(異議等なし)

会長

それでは、申請どおり決定します。
議案第3号、農用地利用配分計画案について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求めます。

1件目は大字赤松の案件でして、権利を設定する農用地は大字赤松の農地5筆で、5筆の合計面積は6,968㎡です。権利の設定を受ける者は、若桜町の農業法人となっております。契約予定期間は10年で、貸借種別ですが、4筆が賃貸借で10アールあたりの賃借料が〇〇〇〇円ですが、1筆が賃借料無償での使用貸借です。

2件目は大字大炊の案件でして、権利を設定する農用地は大字大炊の農地2筆で、2筆の合計面積は1,224㎡です。権利の設定を受ける者は、八頭町の〇〇〇〇です。契約予定期間は10年で、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

会長

担当委員、どうですか。

森木委員

本来は、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が告示して、請け負う者が(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構から指定されるということであって、農業委員会としては、利用権設定で(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構と個人の農用地利用集積計画が決定になったはずですが、以前に、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が公示して、地元の手を挙げられたところに任せるということを聞きました。

職務代理

2件目の場合は、農機具の運搬方法を本人に聞きに行ったことがあります。

会長

報告事項とするほうがよかったのではないですか。

7. その他

事務局

はい。

会 長

今後、こういった案件は、報告事項とするということでもいいですか、

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、今後はそういう形で進めます。

会 長

その他の事項です。

●事務局より、公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書の添付書類一覧について提示あり。

●事務局より、次期農業委員等及び農地利用最適化推進委員の応募または推薦の状況について報告あり。

●次回定例会は、6月10日(水)9:00～に決定。

会 長

以上で令和2年度第2回の定例会を終了します。